

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（８月９日現在）

【ポイント】

- ６日、政府は、国境の閉鎖措置の延長等からなる必要緊急大統領令を発表しました。
- ６日、政府は、英国等からの航空便の運航停止を１０月１日まで延長する行政決定を発表しました。
- 日本への全ての入国者（日本人を含む。）は、出国前７２時間以内の検査証明書を提出しなければなりません。また、入国時の検査が実施されます。
※所定の検査証明書フォーマットにスペイン語版が追加されています。
- 出国前検査証明書を提出できない方は、日本への上陸が認められません。また、出発国において、搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます。
- 出国前７２時間以内の検査証明書は、CentraLabにて日本政府所定の内容が記載された検査証明（英語）の発行が可能です。
- 亜国内での新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、当館への来訪に際し、感染防止の観点から来訪者が窓口で密集することを避け、また迅速に対応させていただくため、事前に来館時間を当館と調整していただきますよう、ご協力をお願いします。

【本文】

１ 必要緊急大統領令（DNU）の延長

６日、政府は、必要緊急大統領令（DNU）４９４／２０２１を公布し、８月７日から１０月１日まで以下の措置を講じることを発表しました。

（１）疫学・衛生警報の目安の設定（人口３０万人以上の地域）

ア 集中治療病床の占有率が８０％以上。

イ 新型コロナウイルスで集中治療病床に入院する患者が前の週から２０％以上の増加。

（２）全国において禁止される行動

ア 団体旅行。

イ 個人宅における１０人以上の会合（屋外の場合は２０人まで）。

ウ 公共の場で野外における１００人以上の活動及び会合。

エ ディスコ、宴会場、ダンスホール等での活動。

オ １，０００人以上のイベント。

(3) 経済、産業、宗教、文化、スポーツ、レクリエーション等の活動
屋内での活動は、最大収容率70%まで可能。

(4) 疫学・衛生警報が発出された地域の対策

ア 午後8時から午前6時までの外出禁止。

イ 大規模イベントの禁止。

ウ 経済、産業の屋内での活動は、最大収容率50%まで可能。

エ 文化、スポーツ、レクリエーション等の屋内での活動は、最大収容率30%まで可能。

オ 個人宅における10人以上の会合。

カ 公共の場で野外における20人以上の活動及び会合。

(5) 国境の閉鎖措置を2021年10月1日まで延長（特別に許可された者を除く）。

2 航空便の運航停止の延長等

6日、政府は、行政決定793/2021を発出し、現行の行政決定683/2021を10月1日まで延長する旨発表しました。

また、1週間あたりの入国者数を以下のとおり発表しました。

(1) 8月7日から9月5日 11,900人

(2) 9月6日から10月1日 16,100人

3 水際対策強化に係る新たな措置（厚生労働省発表）

(1) 引き続き、日本への全ての入国者（日本人を含む。）は、出国前72時間以内の検査証明書を提出しなければなりません。また、入国時の検査が実施されます。

(2) 上記、検査証明書を提出できない方は、検疫法に基づき、日本への上陸が認められません。また、出発国において、搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます。

なお詳細は、下記の厚生労働省サイトをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

4 日本政府所定の出国前検査証明書に対応可能な当地医療機関

出国前72時間以内の出国前検査証明書については、可能な限り、日本政府が求める所定の検査証明書フォーマットのご利用をお願いします。

同フォーマットの利用が出来ない場合は、日本政府が求める必要事項（下記詳細）が記載されていれば、いずれの医療機関で発行された証明書でも有効とされていますが、航空機搭乗時及び日本入国時に検査証明の内容を確認するための時間がかかることがあります。搭乗拒否や検疫法に基づき入国が認められないおそれがあることをあらかじめご理解願います。

なお、CentraLab で日本政府所定の検査証明書と同様の内容が記載された検査証明書（英語）の発行が可能であることを確認しております。受領後、必要情報が正しく記載されているかご確認をお願いします。

日本政府が求める所定の検査証明書フォーマットが多言語化され、スペイン語についても追加されていますので、下記リンクよりダウンロードの上、ご利用ください。

・厚労省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

・英語・スペイン語版 <https://www.mhlw.go.jp/content/000769787.pdf>

・日本語・英語版 <https://www.mhlw.go.jp/content/000769988.pdf>

5 当館領事班窓口にご来館の皆様へ（事前連絡についてのお願い）

アルゼンチン国内での新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、当館への来訪に際し、感染防止の観点から来訪者が窓口で密集することを避け、迅速に手続きをさせていただくため、事前に来館時間を当館と調整していただきますよう、ご協力お願いいたします。

なお、来館の事前連絡は当館領事班代表メール (conbsas@bn.mofa.go.jp) 又は当館領事班代表電話 (011-4318-8220) にて対応いたします。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete> （了）